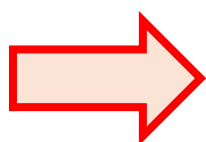


医師修学資金・研修資金、海外留学資金 非常勤勤務カウントについて

医師修学資金の勤務要件を見直し、令和8年4月1日より下記のとおり勤務形態に応じて、柔軟なカウントを行います。

【従来】

- 常勤若しくは週31時間以上の非常勤
- 週31時間未満の非常勤医は免除対象外



【変更】

- 週31時間未満の非常勤でも、常勤の勤務時間と比較して免除期間を算定
(例) 週6時間の外勤を1年間続けた場合
→ 2ヶ月分を免除期間として算定

定義

- ①常勤勤務： 常勤医（1医療機関において1週当たり31時間以上勤務する非常勤医を含む。）の勤務
※海外留学資金は非常勤医の勤務時間数が32時間以上となります。
- ②非常勤勤務： 上記以外の勤務医の勤務

※勤務時間の算定において、昼休み等の休憩時間は含めず、実労働時間ではなく、就労契約上の勤務時間とする。

ルール①基本的な考え方

非常勤勤務の実績は、週あたり勤務時間を常勤医の標準的な勤務時間（週38時間45分）と比較して、常勤換算した月数を算出する。
週あたり勤務時間にばらつきがあるときは平均的な勤務時間を算出する。

常勤換算月数＝

【非常勤勤務期間（月数）×【週あたり勤務時間】÷【38.75時間】

	A病院	B病院(県外)
勤務期間	R7.4.1～R8.3.31 12月	R7.4.1～R8.3.31 12月
算定方法	週4～10時間 勤務期間内で異なる → <u>週あたりの勤務時間を平均して算出</u> (少数第3位四捨五入) 12月×8.50時間／38.75時間＝2.63	常勤
算定期間	3月(端数切り上げ※0.4月未満を除く)	0月

→上表の場合、12月のうち残りの9ヶ月については猶予期間となります。

ルール②当直（宿直・日直）の考え方

非常勤勤務のうち勤務時間が7.75時間以上の当直（宿直・日直）については、①の勤務時間に含めず、当直回数をもとに算出する。

常勤換算月数＝

【非常勤勤務期間（月数）】

×【7.75時間×週あたり平均当直回数】÷【38.75時間】

週あたり平均当直回数は、勤務期間中の当直回数を週数で除して求める。

週あたり平均当直回数＝

【勤務期間中の当直回数】÷【52×（非常勤勤務期間（月数）／12月）】

- ・勤務時間が7時間45分以上の宿直または日直をそれぞれ1回とカウントする（宿直と日直を続けて15時間30分以上勤務する場合には計2回）。
- ・7時間45分に満たない宿直・日直については①の勤務時間に含めて計算する。

	A病院	
勤務期間	R7.4.1～R8.3.31 12月	
勤務形態	当直回数 36回	
算定方法	当該期間の1週間当たりの平均当直回数を算出＝36回／(52*(勤務月数／12))＝0.69回 ※少数第3位を四捨五入 ※1年間＝52週 週当たりの勤務時間数に換算＝7.75時間×0.69回＝5.35 ※少数第3位を四捨五入 ※1回あたりの勤務時間＝7.75時間 12月×5.35時間／38.75時間＝1.66月	
算定期間	2月	

ルール③重複する勤務期間内に複数の医療機関で勤務した場合

- ・医療機関ごとに常勤換算月数を計算する。
- ・常勤換算月数の合計が実際の勤務期間を超えることはできない。

	A病院（医師の確保が必要な地域）	B病院（中核病院）
勤務期間	R7.4.1～R8.3.31 12月	R7.4.1～R8.3.31 12月
勤務形態	週6時間	常勤
算定方法	12月×6時間／38.75時間＝1.86	12月
算定期間	2月	10月（調整後）

→上表の場合はB病院の算定期間を調整（調整する医療機関は医師本人が選択可能）

ルール④

算定期間を恣意的に過大に算出する方法は認めない。

<申請手続き>

非常勤勤務を行う場合、事前に県へ「非常勤勤務届出書（別紙）」の提出が必要となります。また、非常勤勤務終了した翌月までに県へ就業証明書（別紙6）の提出を行ってください。

【注意事項（必読）】

○非常勤勤務を行う場合、勤務先の了解を得ることとし、免除要件が達成できることを要件とする。

○常勤医（1医療機関において、1週間当たり31時間※以上勤務する非常勤医を除く。）による各法令及び就業規則に基づいた短時間勤務（育児短時間勤務等）は勤務時間に関わらず、常勤勤務とみなす。

※海外留学資金の場合、32時間

○常勤勤務及び非常勤勤務として勤務していた期間には、国立大学法人山梨大学大学院の医学を履修する課程に在学しながら県内の公立病院等及び特定公立病院等に勤務している期間を含めるものとする。ただし、条例第7条第1項第3号に規定する医師の業務に従事した期間には含めないものとする。

○第3種医師修学資金については、非常勤勤務を行う場合、県内の公立病院等において連続して医師の業務の診療に従事し、1年間の免除月数が12ヶ月以上となることを条件とする。

○研修資金及び海外留学資金については、非常勤勤務を行う場合、県内の特定公立病院等（海外留学資金は公立病院等）の特定診療科に連続して医師の業務に従事することとする。

○常勤換算月数として算出した月数が、少数第2位四捨五入後、0.4月未満の場合は0月とする。